



クイズに挑戦! NPO法人について学ぼう

【第1ステージ】NPO法人について知る

1 どんな団体でもNPO法人になれるの?

どのような団体でもNPO法人になれるわけではなく、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する団体である必要があります。

NPO法人は、みんなにとって、いいことをするのが目的の団体なんだね!



2 NPO法人になったら、活動で利益を得てはいけないの?

禁じられているのは利益を得ることではなく、NPO法人の正会員などに「利益を配分する」ことです。「営利を目的としない」とは、無償でサービス等を行わなければならないという意味ではありません。

利益を得てはいけないわけではないんだ...。利益が出たらどうするのかな?



3 NPO法人は営利を目的としてはいけないけれど、人件費などの必要な経費は、支払っていいの?

収益は人件費や消耗品費、交通費などの必要経費に充てることができ、余ったお金(利益)が出たら次年度の事業に使います。



必要経費を支払って余りが出ても、仲間内で分けずに、次の事業に使うんだね!

【第2ステージ】寄附でNPOを応援する

4 どのNPO法人に寄附しても、寄附者の税金が少なくなる?

寄附した人の税金が少なくなる優遇措置が与えられているのは、認定・特例認定又は条例指定を受けているNPO法人のみです。

税の優遇が受けられるNPO法人に寄附したら、控除の手続きも忘れないでね!



5 個人が認定や特例認定を受けたNPO法人に寄附すると、最大で「寄附した額の約何%」の税金を少なくできるの?

認定・特例認定NPO法人に対して個人が寄附すると、寄附した額の最大約50%の税金を少なくできます。50%の内訳は、所得税40%、県民税2%、市民税8%です。なお、少なくできる税金の額には上限があります。



最大約50%も!? ボクも寄附してみようかな!

※詳しくは、7ページをご覧ください。

相談窓口マップ

インターネットなどで探す場合は5ページを見てね。

1 NPO法人の情報を探す

A かわさき情報プラザ

川崎区東田町 5-4 (第3庁舎 2階)
☎ 044-200-2121



市の認証NPO法人等のファイル閲覧できる

2 NPO法人の活動への参加等について相談する

B かわさき市民活動センター

中原区新丸字東 3-1100-12
☎ 044-430-5566



フリースペースには図書コーナーやパソコンコーナーも



3 NPO法人の設立について相談する

C 川崎市 市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課

川崎区駅前本町 11-2 (川崎フロンティアビル 7階)
☎ 044-200-2341

市内各区にはボランティアセンターがあるよ。詳しくは検索してね。

参考 福祉に関するボランティア活動への参加について相談する

D 川崎市社会福祉協議会 (ボランティア活動振興センター)

中原区上小田中 6-22-5 川崎市総合福祉センター
☎ 044-739-8718



かわさき福祉情報サイト「ふくみみ」 検索

※P10.相談窓口マップ中のA及びCについて、
以下の住所に変更されております。(令和6年2月5日現在)

A かわさき情報プラザ 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎2階

C 川崎市 コミュニティ推進部市民文化局市民活動推進課

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎21階

